

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

証拠説明書

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

令和8年8月28日

被告 宮部龍彦
被告 示現舎合同会社
上記代表社員 宮部龍彦

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
56の1	被差別部落 そ こに生きる人び と 東日本編 (抜粋)	写し	昭和55年 11月30日	解放新 聞社、 三一書 房	解放運動側の一般刊行物が、 小千谷市の章で「吉富町」の名 称変更及び市営追分アパート を具体的に記述していたこと。
56の2	小千谷市住居表 示新旧対照表	写し	令和5年7 月28日 (PDFの作 成日付)	小千谷 市	市の公開資料に、現日吉1丁目の 旧住所として吉富町及び天 竺町が、城内2丁目の旧住所に も吉富町が記載されていること。
56の3	小千谷市史 下 巻(抜粋)	写し	昭和42年 12月15日	小千谷 市	市史に北原町が旧町名として 記録されていること。
57の1	農村経済調査 其一 北魚沼郡 川井村(抜粋)	写し	明治44年9 月16日	新潟県 農会	川井に属する集落として真皿 が明記され、渡船で信濃川を 越える交通事情が記録されて いたこと。

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
57の2	消えていく渡し船（抜粋）	写し	昭和57年3月1日	水の原社	小千谷市教育委員会提供の「信濃川の真皿の渡し」の写真と、真皿・網島間の市営渡船の一覧が掲載されていたこと。
58の1	部落解放研究100号（抜粋）	写し	平成6年10月31日	部落解放研究所、佐藤泰治	佐藤泰治「部落史の見直しへの一視角」が、越後の渡守と近世身分制を論ずる中で和南津を具体的に挙げていたこと。
58の2	令和5年度水質年報第40集（抜粋）	写し	令和6年6月	長岡市水道局	給水栓の採水地点として「川口和南津（八郎場）」との所在地表示が、甲77の1の記事より前から自治体の公開資料に用いられていたこと。
58の3	東北・北越被差別部落史研究（抜粋）	写し	昭和56年6月30日	明石書店、原田伴彦・田中喜男ほか	北越の舟渡場の一つとして和南津が列挙されていたこと。渡守が卑賤視の対象とされたかは当時の資料から明確にできないとも記されていること。
59	川口町史（抜粋）	写し	昭和61年1月1日	川口町	町史が、和南津の渡し場と渡守の歴史（渡守りの給料米、寛延元年の給料文書、天保13年の渡し場賃金）を具体的に記述していること（542ないし545頁）。

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
60	新潟県文化財調査年報第 18 北魚沼（抜粋）	写し	昭和 54 年 3 月 30 日	新潟県教育委員会	県の文化財調査報告が「川口町和南津の話者小林清吉氏（明治 27 年生）の乗船歴を記述していること（134 頁）。甲 77 の 1 の記事はこの記述を引用している。
61	信濃川河川事務所ウェブサイト「第四十番 和南津と八郎場」の印刷	写し	令和 8 年 8 月 27 日取得	国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所	国の広報ページが、和南津の船曳きの歴史的写真（長岡市提供）と、八郎場が古くは船の難所であったことを現在も公開していること。
62	小千谷市ウェブサイト「地域計画の話し合いの結果（公表）」の印刷	写し	令和 8 年 8 月 27 日取得	小千谷市	市が地域計画の対象区域として「川井地域（内ヶ巻、川井本田、新田、真皿、冬井、戸屋）」を現に公表しており、その集落構成が乙 57 の 1(明治 44 年)と符合すること。
63	毎日新聞「差別克服へ取り組み学ぶ 県内の 2 団体が大阪訪問 / 石川」	写し	令和 8 年 8 月 26 日	毎日新聞社	石川県の 2 団体による部落問題学習会が、大阪市住吉区及び浪速区の「被差別」部落で、地元の運動関係者の案内により開かれ、全国紙がこれを地名とともに報道したこと。

ウェブサイトから取得した書証の出典及び取得日は、次のとおりである。

乙 56 の 2（令和 8 年 8 月 3 日取得）

<https://www.city.ojiya.niigata.jp/uploaded/attachment/31615.pdf>

乙 61（令和 8 年 8 月 27 日取得）

https://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/shinanogawa_info/53tugi/62/62index.htm

乙 62（令和 8 年 8 月 27 日取得）

<https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/norin/tiikikeikaku.html>

以上